



空き家バンク 登録奨励金



雲仙市では、空き家の有効活用並びに移住促進による人口増加及び地域の活性化を図ることを目的として、空き家バンク登録者に契約が成立した場合、奨励金を交付します。

☆交付対象者

- (1) 空き家バンク登録者であること。
- (2) 利用希望者（空き家バンク制度における利用希望登録者）との間に売買契約、賃貸借契約、使用賃貸契約等を行っていること。
- (3) 利用希望者が登録者の3親等以内の親族でないこと。
- (4) 雲仙市税の未納がないこと。
- (5) 不動産の売買及び賃貸等を事業として行っていないこと。
- (6) 住宅については、個人が居住を目的として建築した家屋であること。
- (7) その他、市長が必要と認めること。

☆交付手続きの流れ

①空き家バンクに登録されている物件の契約等が成約



②申請書の提出（契約締結後60日以内）

- ・交付申請書
- ・売買契約書等の契約書の写し
- ・誓約書
- ・調査承諾書



③奨励金交付決定の通知



④請求書の提出



⑤奨励金の交付

☆奨励金額

・ **定額 5万円**

※交付対象1戸につき
1回限り



【問合せ先】 雲仙市役所 地域づくり推進課 〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地
TEL : 0957-38-3111 FAX : 0957-38-2755
E mail : tiiki-suishin@city.unzen.lg.jp

